

【4条・5条】 許可申請に際しての必要書類一覧 (太陽光発電以外用)

No.	チェック	提出書類・部数	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	許可申請書 4条申請：正本3部 5条申請：正本4部	・上部余白に捺印押印（別紙添付がある場合は割印押印） ・記載事項と添付書類内容の整合確認（記載漏れ注意） ・転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄は詳細に記載
2	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（登記簿謄本）	・申請に係る全ての土地の登記事項証明書を添付 ・一体利用する農地以外の土地がある場合は当該土地の登記事項証明書も添付
3	<input type="checkbox"/>	土地権利者等の同意書	・仮登記、抵当権等が設定されている場合は権利者同意書添付 ・賃借権等設定や共有名義者がある場合は権利者同意書添付 ・資材置場等が転用目的の場合は隣接地所有者（耕作者）の同意書
4	<input type="checkbox"/>	公図の写し	・法務局の発行する公図の原本添付（隣接地の地目等を記載）
5	<input type="checkbox"/>	位置図	・縮尺1/10,000程度の地図（鉄道駅や公共施設などランドマークを記載）
6	<input type="checkbox"/>	付近の近況図（案内図）	・住宅地図など周辺状況が分かるものを添付（周辺の家屋の配置が分かるもの）
7	<input type="checkbox"/>	事業計画書	・事業内容についてできるだけ詳しく記載（個人住宅の場合は不要）
8	<input type="checkbox"/>	土地選定の理由書	・申請地を選んだ理由等について記入
9	<input type="checkbox"/>	配置図（土地利用計画図）	・建物の配置や用途、接道、給排水等の状況がわかるように表示 ・資材置場の場合は資材の内容と置場を明示。駐車場の場合は車の駐車位置を記入 ・隣接農地等への被害防除方法を記載（ブロック塀や土留等の内容を記載）
10	<input type="checkbox"/>	建築図面（平面図・立面図等）	・建築面積、延床面積等を記載。 ※申請書への記載は建築面積を記載する（延べ床面積ではないので注意）
11	<input type="checkbox"/>	資金計画書（資金調達計画書）	・土地取得費、建設費、設備費等の内容及び自己資金、借入金の内訳を記載 ※申請者（譲受人）の押印があること（申請書と同じ印）
12	<input type="checkbox"/>	資金裏付書類	・残高証明書、融資証明書、住宅ローン事前審査結果通知書等を添付 ※いずれも発行者の押印があるもの
13	<input type="checkbox"/>	見積書	・工事費内訳書、積算書、経費明細書等を添付（資金計画書の内容が分かるもの）
14	<input type="checkbox"/>	住民票（戸籍の附票）	・申請者が町外在住の場合に添付 ・土地登記簿の住所と現住所が不一致の場合は戸籍の附票（住民票で確認できれば不要）
15	<input type="checkbox"/>	申請者が法人（団体）の場合は右記の書類	・法人登記事項証明書（登記簿謄本） ・定款 ※転用目的に係る事業が記載されているか確認 ・決算報告書（直近のもの） ・議事録の写し（転用目的に係る事業実施の法人意思決定が確認できるもの）
16	<input type="checkbox"/>	農用地域除外証明書	・一時転用の場合は適合証明書、農業用施設等の場合は用途変更を行った証明書を添付 ※渡瀬、原新田、熊野堂の一部、元原、矢納地区については不要
17	<input type="checkbox"/>	土地改良区意見書	・土地改良の受益地の場合は該当土地改良区の意見書（添付できない場合は理由書） ※神川土地改良区、九郷阿保領用水土地改良区、上里幹線土地改良区の受益地が対象
18	<input type="checkbox"/>	委任状・確認書	・確認書は行政書士による代理申請の場合に添付（行政書士証票を確認）
19	<input type="checkbox"/>	既存施設関係書類	【拡張の場合のみ】 ・既存施設の配置図、敷地面積及び内容が分かる書類、現況写真
20	<input type="checkbox"/>	農業用倉庫（作業場）の建設に係る資料	【農業用倉庫の場合のみ】 ・農家証明書、倉庫の内容等やの必要性が確認できる資料
21	<input type="checkbox"/>	資材置場（駐車場）の設置に係る資料	【資材置場や駐車場の場合のみ】 ・敷地面積や資材内容（駐車台数）等について必要性が分かる資料
22	<input type="checkbox"/>	免許状等の写し	【転用目的事業に資格等を要する場合のみ】 ・事業実施に必要な資格や免許等の写し（建売住宅の場合は宅建取引業免許や建設業許可等）
23	<input type="checkbox"/>	関係機関との調整確認書類	・事業に係る給水や排水、道路占用等に関し、上下水道課や建設課との調整状況確認 ・面積1000㎡以上の申請は建設課と協議（3000㎡超は建築安全センターとも協議） ・埋蔵文化財に関係する場合は、町生涯学習課文化財担当と協議（Tel.0274-52-2586） ・国道や県道に接する場合は出入り等に関する調整状況確認
24	<input type="checkbox"/>	その他	・許可基準を満たすことが確認できる資料の写し（案件に応じて添付）

※許可申請書は全て正本で4条は3部、5条は4部提出。添付書類は全て2部（原本1部・副本1部）を提出。

申請書の提出締切は、毎月10日午後5時までです。

（10日が土、日、祝日の場合は、翌開庁日の正午までとなります。）

【4条・5条】 許可申請に際しての必要書類一覧 (太陽光発電関連用)

No.	チェック	提出書類・部数	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	許可申請書 4条申請：正本3部 5条申請：正本4部	・上部余白に捺印押印（別紙添付がある場合は割印押印） ・記載事項と添付書類内容の整合確認（記載漏れ注意） ・転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄は詳細に記載
2	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（登記簿謄本）	・申請に係る全ての土地登記簿謄本を添付 ・一体利用する農地以外の土地がある場合は当該土地の登記事項証明書添付
3	<input type="checkbox"/>	土地権利者等の同意書	・仮登記、抵当権等が設定されている場合は権利者同意書添付 ・賃借権等設定や共有名義者がある場合は権利者同意書添付 ・隣接地の所有者（耕作者・居住者）の同意書
4	<input type="checkbox"/>	公図の写し	・法務局の発行する公図の原本添付（隣接地の地目等を記載）
5	<input type="checkbox"/>	位置図	・縮尺1/10,000程度の地図（鉄道駅や公共施設などランドマークを記載）
6	<input type="checkbox"/>	付近の近況図（案内図）	・住宅地図など周辺状況が分かるものを添付（周辺の家屋の配置が分かるもの）
7	<input type="checkbox"/>	事業計画書（営農計画書）	・事業内容についてできるだけ詳しく記載 ・営農型太陽光発電の場合は営農計画書を作成
8	<input type="checkbox"/>	土地選定の理由書	・当該農地を選定した理由や、他の土地（雑種地や山林等）で計画できない理由等を記載
9	<input type="checkbox"/>	配置図（土地利用計画図）	・申請地でのパネルの配置や距離関係がわかるように表示し、設置面積を記入（フェンスの配置も記入すること）
10	<input type="checkbox"/>	設計図・断面図	・パネル1枚の寸法、設置枚数、設置KW数、基礎の構造等が確認できるもの ・パネルの断面図には冬至における太陽の南中高度（角度）を表示する
11	<input type="checkbox"/>	資金計画書（資金調達計画書）	・土地取得費、建設費、設備費等の内容及び自己資金、借入金の内訳を記載 ※営農型による一時転用の場合は解体費用を含んでいること ※申請者（譲受人）の押印があること（申請書と同じ印）
12	<input type="checkbox"/>	資金裏付書類	・残高証明書、融資証明書、ローン申込書等を添付（資金計画に見合う額のもの） ※いずれも発行者の押印があるもの
13	<input type="checkbox"/>	見積書	・工事費内訳書、積算書、経費明細書等を添付（資金計画書の内容が分かるもの） ・営農型による一時転用の場合は解体費用にかかる見積書も用意
14	<input type="checkbox"/>	住民票（戸籍の附票）	・申請者が町外在住の場合に添付 ・土地登記簿の住所と現住所が不一致の場合は戸籍の附票（住民票で確認できれば不要）
15	<input type="checkbox"/>	申請者が法人（団体）の場合は右記の書類	・法人登記事項証明書（登記簿謄本） ・定款 ※目的に太陽光発電事業の記載があること ・決算報告書（直近のもの） ・議事録の写し（転用目的に係る事業実施の法人意思決定が確認できるもの）
16	<input type="checkbox"/>	農用地域除外証明書（適合証明）	・営農型太陽光発電施設を農用地域内に設置する場合は適合証明書を添付 ※渡瀬、原新田、熊野堂の一部、元原、矢納地区については不要
17	<input type="checkbox"/>	土地改良区意見書	・土地改良の受益地の場合は該当土地改良区の意見書（添付できない場合は理由書） ※神川土地改良区、九郷阿保領用水土地改良区、上里幹線土地改良区の受益地が対象
18	<input type="checkbox"/>	経済産業省の認定通知書	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項に基づき発行された認定通知書の写し
19	<input type="checkbox"/>	東京電力との接続検討回答書	・受給契約書の写しや東京電力の受付の確認ができる申込書の写しでも可
20	<input type="checkbox"/>	売電試算表	・年間の発電量と売電見込額の記載があるもの
21	<input type="checkbox"/>	関係機関との調整確認書類	・面積1000㎡以上の申請は建設課と協議（3000㎡超は建築安全センターとも協議） ・埋蔵文化財に関係する場合は、町生涯学習課文化財担当と協議（TEL0274-52-2585） ・国道や県道に接する場合は出入り等に関する調整状況確認
22	<input type="checkbox"/>	その他	・営農型による一時転用の場合は復元計画書 ・下部農地での営農に与える影響（見込）及びその根拠資料（知見を有する者の意見書等） ・設置者と営農者が異なる場合は、撤去に係る費用負担の合意書（設置者負担が基本） ・許可基準を満たすことが確認できる資料の写し（案件に応じて添付）
23	<input type="checkbox"/>	委任状・確認書	・確認書は行政書士による代理申請の場合に添付（行政書士証票を確認）

※事前に「神川町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」をご確認ください。

※許可申請書は全て正本で4条は3部、5条は4部提出。添付書類は全て2部（原本1部・副本1部）を提出。

申請書の提出締切は、毎月10日午後5時までです。

（10日が土、日、祝日の場合は、翌開庁日の正午までとなります。）